

独立監査人の監査報告書


令和7年5月20日

社会福祉法人敬天会

理事長 大友 良治 殿

小林公認会計士事務所

無限定適正意見

公認会計士 小林 千鶴 

私は、社会福祉法人敬天会の経理規程第70条に基づき、社会福祉法第45条の28第2項第1号及び社会福祉法施行規則第2条の30第1項の規定に基づく監査に準じて、社会福祉法人敬天会の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の計算関係書類（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表、同項第2号イ（1）に規定する法人単位資金収支計算書、同号ロ（1）に規定する法人単位事業活動計算書及び社会福祉法人会計基準第29条第1項に規定する法人全体についての計算書類に対する注記並びにそれらに対応する附属明細書（社会福祉法人会計基準第30条第1項第1号から第3号まで及び第6号並びに第7号に規定する書類に限る。）の項目をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産、収支及び純資産の増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

私は、社会福祉法人敬天会の経理規程第70条に基づき、社会福祉法第45条の19第2項及び社会福祉法施行規則第2条の22の規定に基づく監査に準じて、社会福祉法人敬天会の令和7年3月31日現在の財産目録（社会福祉法人会計基準第7条の2第1項第1号イに規定する法人単位貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私は、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる社会福祉法人会計の基準に準拠しており、法人単位貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

社会福祉法人敬天会と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上